施 策 5 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する 取組項目 3 権利擁護に関連する支援事業を充実する

[事業番号 56]

地域福祉権利擁護事業等の実施

1 事業内容

認知症状がある高齢者や障害のある方が、適切な福祉サービスを円滑に利用するための手続きや日常的な金銭管理などを支援する地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)を実施する。

また、高齢や障害、病気などにより、財産の保管や日常的な金銭管理が困難な方を対象として、財産保全・手続き代行サービスを実施する。

一人ひとりにニーズに応じた適切な支援を行うため、関係機関との連携を 更に進める。また、利用者の状況に応じて成年後見制度へ移行するなど、よ り適切な支援につなげる。

2 目標(令和6年度末)

- ・ 地域福祉権利擁護事業の利用者数 188人
- ・ 財産保全・手続き代行サービス利用者数 50人

3 令和2年度の取組

- ・ 地域福祉権利擁護事業の利用者数 159 人 財産保全・手続き代行サービス利用者数 30 人
- · 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訪問回数は減少したが、電話 等で利用者や関係者と連絡を取るなどの対応を行った。
- ・ 区民や地域包括支援センター等各施設へのパンフレットの配布、ホームページ等を活用して周知を図った。また、事業周知のため、民生児童委員や地域包括支援センター向けに勉強会を実施した。

4 令和3年度の取組

- ・ パンフレットやホームページの活用、生活支援員との協働による相談会の 開催や勉強会への講師派遣などにより制度の周知を図る。
- ・ 権利擁護センターは、支援が必要な方が事業につながるよう、民生児童委員協議会や地域包括支援センター地域ケア会議に参加し、情報交換を行うなど連携を図る。